国立大学法人電気通信大学金庫管守要項

平成16年 4月 1日 改正 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成24年 5月22日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学総務部財務課(以下「財務課」という。)における金庫の管守及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(金庫及び管守責任者等)

第2条 この要項により管守する金庫(以下「金庫」という。)並びに管守責任者、管 守責任者代理及び副鍵保持者は、別表のとおりとする。

(管守責任者等の職務)

- 第3条 管守責任者は、金庫の開閉及び施錠を自ら行うとともに、常に金庫内の保管 品の内容を把握し、安全確実に管守しなければならない。
- 2 管守責任者が事故又はやむを得ない事由で職務を行うことができない場合は、管 守責任者代理がその職務を行うものとする。

(保管品)

第4条 金庫には、財務課の取り扱う現金、有価証券、預貯金通帳及び会計責任者の 公印その他会計経理に関する重要書類を保管するものとする。

(鍵の種類及び保管)

第5条 金庫の鍵は正副2種とし、正鍵は管守責任者が、副鍵は副鍵保持者が保管するものとする。

(臨時に管守する者の指定)

第6条 管守責任者及び管守責任者代理がともに事故又はやむを得ない事由で職務を行う ことができない場合は、資金責任者の指名する者が金庫の管守を行うものとする。

(事故発生時の措置)

第7条 管守責任者は、当該金庫又は金庫内の保管品に異常を発見した場合は、直ちに資金責任者に報告しなければならない。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附目

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

別表

金庫(備品番号)	管守責任者	管守責任者代理	副鍵保持者
(DA-354)	出納係長	財務課課長補佐	資金責任者